

## 子どもの健全な成長のための外あそびを推進する会 規約

### 第1条（名称）

この会は、「子どもの健全な成長のための外あそびを推進する会」（以下「本会」という。）と称する。

### 第2条（事務所）

本会の事務局は、埼玉県所沢市三ヶ島 2-579-15 早稲田大学人間科学学術院 前橋 明研究室内に置く。

### 第3条（目的）

本会は、外あそびの重要性に関する情報提供や啓発活動、政策への働きかけを行うことにより、すべての子供たちに外あそびの機会を確保する体制・環境を整えることを目的とし、令和2年10月1日設立する。

### 第4条（活動・事業の種類）

本会は前条の目的を達成するために、次の各号に該当する活動（事業）を実施する。

- (1) 外あそびに関する情報提供
- (2) 外あそび推進のための普及啓発活動
- (3) 外あそび推進のための行政への働きかけ
- (4) その他、目的の達成に必要な活動

### 第5条（入会）

- 1 会員の入会については、特に条件を定めない。
- 2 会員として入会しようとする団体は、入会申込書により事務局に申し込むものとする。

### 第6条（会員）

本会の会員は、次の2種類とする。

- (1) 正会員は、この会の目的に賛同し入会し、活動に積極的に参画する団体とする。
- (2) 賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会したものとする。

### 第7条（会費）

会員は、以下に定める会費を当年度の最終日までに納入しなければならない。

- (1) 正会員 50万円（年間）

(2) 賛助会員 10万円（年間）

#### 第8条（退会）

- 1 会員は、退会届を事務局に提出し任意に退会することができる。
- 2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。
  - (1) 会員である団体が消滅したとき。
  - (2) 会費を1年以上納入しないとき。

#### 第9条（経費の支弁）

本会の経費は、会費、寄付金およびその他の収入をもって支弁する。

#### 第10条（役員）

本会に次の役員を置く。

- (1) 代表 1人
- (2) 副代表 1人
- (3) 監事 1人

#### 第11条（選任）

- 1 役員は総会において、会員の中から選任する。
- 2 監事は会長、副会長、会計及び総務を兼ねることはできない。

#### 第12条（職務）

- 1 代表は、本会を代表し、会務を統括する。
- 2 副代表は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 会計は、本会の会計を担当する。
- 4 総務は、本会の事務のとりまとめを担当する。
- 5 監事は、本会の活動及び会計を監査する。

#### 第13条（解任）

役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

#### 第14条（任期）

- 1 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任任期とする。

#### 第 15 条（役員会）

1 役員会は監事を除く役員を持って構成する。ただし、監事は役員会に同席し、意見を述べることができる。

2 役員会は、代表が招集し、その議長となる。

3 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

4 議決は出席理事の過半数を以て行い、可否同数の場合は議長が決する。

#### 第 16 条（総会）

1 本会の総会は、年に 1 回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、代表が招集し、その議長となる。

3 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 規約の変更

(2) 解散

(3) 事業報告および収支決算

(4) 事業計画および予算

(5) 役員の選任又は解任

(6) その他会の運営に関する重要事項

4 総会は、会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

5 議決は出席した会員の過半数を以て行い、可否同数の場合は議長が決する。

#### 第 17 条（議事録）

総会の議事については、議事録を作成する。

#### 第 18 条（事業報告書及び決算）

代表は、毎事業年度終了後すみやかに事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

#### 第 19 条（事業年度）

本会の事業年度は、1 月 1 日に始まり、翌年 12 月 31 日までとする。

#### 第 20 条（委任）

本規約に定めのない事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第 21 条 (変更)

本規約は、総会において、出席者の 4 分の 3 以上の承認がなければ変更できない。

附則

1 本規約は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。